

公布された規則のあらまし

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五六号）

- 1 指定管理者の管理の基準のうち母子福祉センターの休所日及び開所時間を改めることとした。（第四条及び五条関係）
- 2 指定管理者の管理の基準のうち母子福祉センターの使用の制限に関する事項を定めることとした。（第六条関係）
- 3 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第七条及び様式関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成二十一年一〇月一日から施行することとした。
佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第五七号）

1 佐賀県税条例を改正し、法人県民税、法人事業税等に係る課税業務を佐賀県税事務所で行うこと等としたことに伴い、次に掲げる佐賀県規則について所要の改正を行うこととした。

- (1) 佐賀県税条例施行規則
- (2) 佐賀県工業等振興条例施行規則
- (3) 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則
- (4) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則
- (5) 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則
- (6) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則
- (7) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則

(8) 狩猟税証紙徴収規則

- (9) 県税事務所管理規則
- (10) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則
- (11) 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則
- (12) 佐賀県核燃料税条例施行規則
- 2 この規則は、平成二十一年一月一日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。